

令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第6回）

日時：令和7年12月22日（月）午後3時30分～

形式：対面及びオンラインの併用方式

―― 会 議 次 第 ――

1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
(仮称) 八王子西工業団地内工場新築工事事業

2 その他

【審議資料】

資料1 「(仮称) 八王子西工業団地内工場新築工事事業」

資料1-1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及
び項目別審議について

資料1-2 「(仮称) 八王子西工業団地内工場新築工事事業」に係る環
境影響評価調査計画書について（案）

<出席者>

会長 片谷委員

第二部会長 宗方委員

愛知委員

安立委員

尾崎委員

羽染委員

廣江委員

水本委員

森川委員

保高委員

渡邊委員

(11名)

白石政策調整担当部長

藤間アセスメント担当課長

石井アセスメント担当課長

資料 1-1

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和7年12月22日

(事業名称) (仮称) 八王子西工業団地内工場新築工事事業

1 選定した環境影響評価の項目 8項目 (選定した理由 p. 108~109)

大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、生物・生態系、景観、廃棄物、温室効果ガス

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う騒音については、建設機械の日稼働台数が少ないと、近隣住居までの離隔があるとの理由から予測事項としていないが、計画地周辺は未利用地及び森林に囲まれ、南西側は第一種低層住居専用地域であるなど、一帯の騒音レベルは非常に低いことが予想されるため、建設工事に伴う騒音影響を予測事項とし、その影響が十分に低いことを周辺住民に示すこと。

2 選定しなかった環境影響評価の項目 9項目 (選定しなかった理由 p. 110~111)

悪臭、水質汚濁、土壤汚染、地形・地質、日影、電波障害、風環境、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場

意見なし

3 都民の意見書及び周知地城市長の意見

別紙のとおり

別 紙

「(仮称) 八王子西工業団地内工場新築工事事業」環境影響評価調査計画書に対する都民の意見書及び周知地城市長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
周知地城市長からの意見	1 件
合 計	1 件

2 周知地城市長からの意見

【八王子市長】

事業実施地は採石場に近いため、採石場からの影響を踏まえ、交通環境、騒音・振動、大気質（粉じん）等に関する調査を十分に実施すること。

資料 1-2

「(仮称) 八王子西工業団地内工場新築工事事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第1 審議経過

本審議会では、令和7年10月22日に「(仮称) 八王子西工業団地内工場新築工事事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地城市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地城市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う騒音については、建設機械の日稼働台数が少ないと、近隣住居までの離隔があるとの理由から予測事項としていないが、計画地周辺は未利用地及び森林に囲まれ、南西側は第一種低層住居専用地域であるなど、一帯の騒音レベルは非常に低いことが予想されるため、建設工事に伴う騒音影響を予測事項とし、その影響が十分に低いことを周辺住民に示すこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

付 表

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 7 年10月22日	調査計画書について諮詢
部 会	令和 7 年12月22日	<p>環境影響評価の項目選定及び項目別審議 【選定した環境影響評価の項目】 大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、生物・生態系、景観、廃棄物、温室効果ガス</p> <p>【選定しなかった環境影響評価の項目】 悪臭、水質汚濁、土壤汚染、地形・地質、日影、電波障害、風環境、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場</p> <p>総括審議</p>
審議会	令和 7 年12月	答申(予定)